

議員提出議案第一号

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び東京都議会会議規則第十二条第一項の規定により提出します。

令和七年二月二十八日

(提出者)

岩永やす代	さんのへあや	清水とし子	上田令子	アオヤギ有希子	原純子	福手ゆう子
原のり子	斉藤まりこ	藤田りょうこ	原田あきら	曽根はじめ	とくとめ道信	池川友一
米倉春奈	とや英津子	尾崎あや子	里吉ゆみ	あぜ上三和子	白石たみお	大山とも子
和泉なおみ						

東京都議会議長

増子ひろき殿

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和二十二年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

令和七年六月に支給する期末手当に係る第六条第二項の規定の適用については、同項中「給与条例第二十一条第二項に規定する指定職給料表の適用を受ける職員に適用される割合」とあるのは「百分の六十二・五」と、「給与条例第二十一条の二第二項第二号に規定する割合」とあるのは「百分の百十二・五」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

物価高騰等により都民のくらしの困難が増大している下で、都議会議員の期末手当を、令和六年十二月の改正前の支給割合に据え置く必要がある。